

図書館協議会の役割

図書館協議会は、図書館法第14条及び中津川市教育委員会附属機関の設置等に関する条例第2条に基づいて設置され、図書館の運営について館長の諮問に応ずるとともに、図書館サービスについて館長に意見を述べる役割を担っています。

中津川市の場合、委員10名以内、任期2年、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者と条例で定めています。

図書館法

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

中津川市教育委員会附属機関の設置等に関する条例

(設置)

第2条 別表に定めるところにより、審議会等を設置する。

別表 (抜粋)

審議会等の名称	担任する事項	委員の任期	委員の定数	委員の選任基準
中津川市立図書館協議会	図書館の運営に関する事項についての審議	2年	10人以内	学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者